



豊監公表第13号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）4月28日

豊中市監査委員	岸本康孝
同	相間佐基子
同	酒井哲也
同	藤田浩史

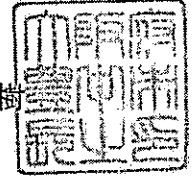
( 公 印 省 略 )



豊 人 人 第 1 5 3 7 号  
 令和 3 年 (2021 年) 3 月 3 1 日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長 内 繁 樹



地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

平成 3 0 年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成 3 1 年 1 月 3 1 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
人権政策課	<p>「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の指定管理者である一般財団法人に対して、すてっぷの一角を指定管理者の事務スペースとしてだけでなく、その財団の事務所スペースとして無償で貸している。財団の管理部門は、その財団としてどこかに置かねばならず、そこで指定管理業務以外の業務の管理も行わなければならない。この場合の事務スペースの使用料を免除することの是非を検討されたい。</p>	<p>一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団が指定管理業務以外の目的でとよなか男女共同参画推進センターを事務スペースとして使用していることに関しては、本市の「行政財産の使用許可に係る基準」【減免基準 1】第 1 分類 (4) ②に基づき、全額免除としている。</p>